

# 平成 26 年度危険物取扱者保安講習案内書

消防法第 13 条の 23 の規定に基づき、危険物取扱者保安講習を次のとおり実施します。

実施機関：愛知県 受託機関：(一社)愛知県危険物安全協会連合会

## 1 受講対象者

危険物取扱者免状所持者のうち、現に危険物製造所等において危険物の取扱作業に従事されている方は、次の区分に従い、期限内にこの講習を受講することが必要です。

受講対象者の危険物取扱従事状況	受講すべき時期
過去にこの講習を受け、その後も引き続き従事している方	⇒ 免状交付日又は前回の講習日以降における最初の 4 月 1 日から 3 年以内 ※
免状交付日又は前回の講習日から 2 年以内に従事を開始した方	
免状交付日又は前回の講習日から 2 年以上経過した後に従事を開始した方	⇒ 従事を開始した日から 1 年以内

※平成 23 年度中に前回の講習を受けた方の受講期限は、平成 27 年 3 月 31 日までです。

## 2 講習の内容及び時間

危険物関係法令に関する事項（1 時間）、危険物の火災予防に関する事項（2 時間）

講習は半日制で、「午前」の講習は 9 時 45 分～12 時 45 分、「午後」の講習は 13 時 20 分～16 時 20 分です。

## 3 講習の種別

講習は次の 3 種に区分して実施しますので、該当する種別の講習を受けてください。

講習種別	種別ごとの受講対象者
給油取扱所	給油取扱所において、危険物の取扱作業に従事している方
特定事業所	石油コンビナート等災害防止法上の特定事業所において、危険物の取扱作業に従事している方
一般	上記以外の事業所において、危険物の取扱作業に従事している方

## 4 受付期間

受講を希望される方は、郵送またはインターネットのいずれかの方法により、次の受付期間内に申請してください。

第 1 回講習（6・7 月期）の受付期間	平成 26 年 5 月 12 日から 5 月 27 日まで
第 2 回講習（9・10 月期）	” ” から 8 月 22 日まで
第 3 回講習（1・2 月期）	” ” から 12 月 26 日まで

## 5 郵送による受講申請の手続き

### (1) 申請方法

消防本部(署)等で配布している所定の申請書に必要事項を記入し、(一社)愛知県危険物安全協会連合会まで郵送してください。なお、申請書は、当連合会のホームページ(<http://www.aikiren.jp>)からダウンロードすることもできます。

また、講習日時ごとに定員がありますので、受講希望日については、必ず第2希望日時まで記入してください。

### (2) 受講手数料

手数料欄に4,700円分の愛知県収入証紙(収入印紙ではありません)を貼ってください。証紙は、各市(区)役所及び町村役場・愛知県庁内生協売店等で販売しています。納付された手数料は、愛知県手数料条例の規定によりお返しできません。

### (3) 受講日時の決定方法

郵送到着順に受付し、第1希望日時が定員に達した場合は、第2希望日時に振り替えさせていただきます。第2希望日時も定員に達した場合は、希望日時以外に振り替えさせていただきますのでご了承ください。

### (4) 受講日時の決定方法

申請された月の翌月の中頃までに、講習日時、講習会場等を記載した受講票をお送りします。(ただし、5月中に第2回講習・第3回講習の申請をされた方への受講票の送付は7月の中頃となります。)

なお、受講票が到着しない場合は、「9 問い合わせ先」までご連絡ください。

## 6 インターネットによる受講申請の手続き

### (1) 申請方法

(一社)愛知県危険物安全協会連合会のホームページ(<http://www.aikiren.jp>)にアクセスし、必要事項を入力して申請してください。申請時点で直ちに受講日が決定します。

### (2) 受講手数料

受講手数料4,700円は、メールでお知らせする銀行口座に振込んでください。納付された手数料は、愛知県手数料条例の規定によりお返しできません。

### (3) 受付完了のメール及び受講票のダウンロード

申請された月の翌月の中頃までに、受講申請の受付が完了した旨をメールによりお知らせしますので、受講票をダウンロードしてください。(ただし、5月中に第2回講習・第3回講習の申請をされた方へのメールは7月の中頃となります。)

なお、受付完了のメールが到着しない場合は「9 問い合わせ先」までご連絡ください。

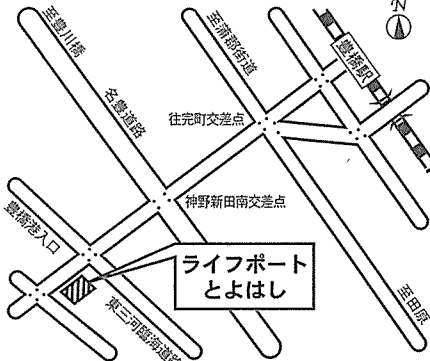
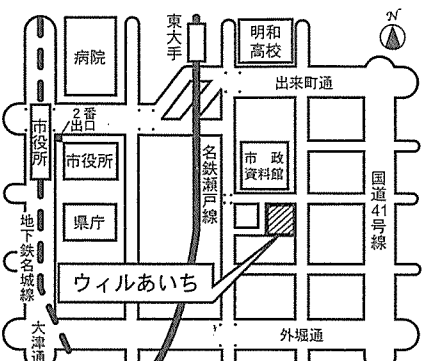
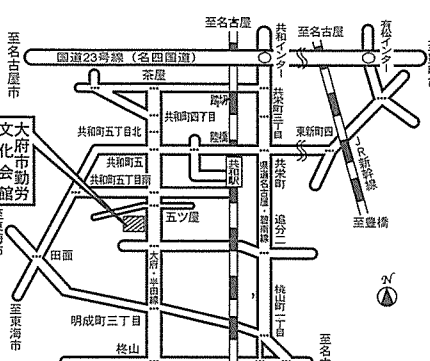
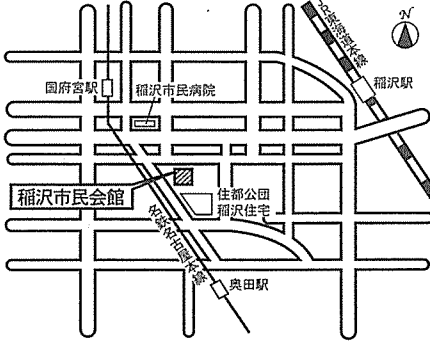

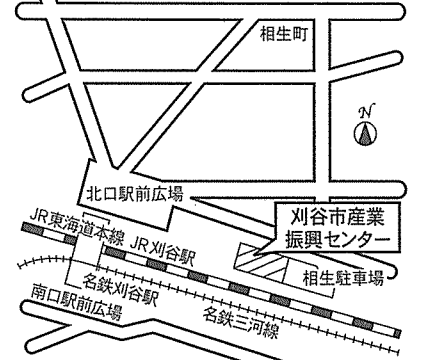
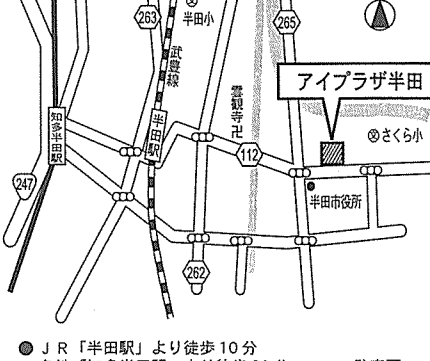


7 講習日及び会場

回	講習日	講習会場	講習種別			定員
			給油	特定	一般	
第1回講習 (6・7月期)	6月27日(金)	ライフポートとよはし	午後		午前	各250人
	7月1日(火)	ウイルあいち			午前・午後	各160人
	7月2日(水)	ウイルあいち	午前		午後	
	7月3日(木)	ウイルあいち		午後	午前	
	7月4日(金)	ウイルあいち	午後		午前	
	7月8日(火)	大府市勤労文化会館		午前	午後	
	7月11日(金)	名古屋文理大学文化フォーラム	午前		午後	各300人
	7月15日(火)	ウイルあいち	午後		午前	各160人
	7月16日(水)	ウイルあいち			午前・午後	
	7月17日(木)	ウイルあいち	午前		午後	
	7月18日(金)	ウイルあいち		午前	午後	
	7月23日(水)	高浜市立中央公民館	午後		午前	各300人
	7月25日(金)	刈谷市産業振興センター	午前		午後	各300人
第2回講習 (9・10月期)	9月24日(水)	ライフポートとよはし	午前		午後	各250人
	10月2日(木)	アイプラザ半田			午後	各300人
	10月3日(金)	アイプラザ半田	午後	午前		
	10月7日(火)	幸田町民会館	午前		午後	各300人
	10月10日(金)	豊田市民文化会館	午前		午後	各300人
	10月21日(火)	ウイルあいち	午後		午前	各160人
	10月22日(水)	ウイルあいち		午後	午前	
	10月23日(木)	ウイルあいち	午前		午後	
	10月24日(金)	ウイルあいち			午前・午後	
第3回講習 (1・2月期)	1月29日(木)	ウイルあいち	午後		午前	各160人
	1月30日(金)	ウイルあいち		午前	午後	
	2月2日(月)	ウイルあいち	午前		午後	
	2月3日(火)	ウイルあいち		午後	午前	
	2月4日(水)	ウイルあいち			午前・午後	

(注1) 「午前」の講習は9時45分～12時45分、「午後」の講習は13時20分～16時20分です。

(注2) 講習種別の「給油」は給油取扱所、「特定」は特定事業所を示しています。

8 講習会場

<p><b>ライフポートとよはし</b> (豊橋市神野ふ頭町3番地の22) TEL 0532-33-2111</p>  <p>●豊橋駅西口より豊橋鉄道路線バス神野ふ頭線で約20分 駐車可</p>	<p><b>ウィルあいち</b>※ (名古屋市東区上堅杉町1番地) TEL 052-962-2511</p>  <p>●地下鉄「市役所駅」2番出口東へ徒歩10分 ●名鉄瀬戸線「東大手駅」南へ徒歩8分</p>	<p><b>大府市勤労文化会館</b> (大府市明成町一丁目330番地) TEL 0562-48-6151</p>  <p>●JR「共和駅」から徒歩10分 駐車可</p>
<p><b>名古屋文理大学文化フォーラム</b> (稲沢市正明寺三丁目114番地) TEL 0587-24-5111</p>  <p>●名鉄「国府宮駅」から徒歩10分 駐車300台可</p>	<p><b>高浜市立中央公民館</b> (高浜市湯山町六丁目7番地の3) TEL 0566-52-5001</p>  <p>●名鉄「三河高浜駅」から徒歩8分 駐車可</p>	<p><b>刈谷市産業振興センター</b> (刈谷市相生町一丁目1番地6) TEL 0566-28-0555</p>  <p>●刈谷駅から徒歩3分 駐車可(有料)</p>
<p><b>アイプラザ半田</b> (半田市東洋町一丁目8番地) TEL 0569-23-2255</p>  <p>●JR「半田駅」より徒歩10分 名鉄「知多半田駅」より徒歩20分 駐車可</p>	<p><b>幸田町民会館</b> (額田郡幸田町大字大草字丸山60番) TEL 0564-63-1111</p>  <p>●JR幸田駅から約2Km 駐車可</p>	<p><b>豊田市民文化会館</b> (豊田市小坂町12丁目100番地) TEL 0565-33-7111</p>  <p>●名鉄バス市民文化会館前下車徒歩3分 ●豊田市駅より徒歩15分 駐車可</p>

※ウィルあいちには、駐車場がほとんどありませんので、公共交通機関をご利用下さい。

9 問い合わせ先

(一社) 愛知県危険物安全協会連合会 TEL (052) 961-6623  
 〒461-0011 名古屋市東区白壁一丁目50番地(愛知県白壁庁舎2階)  
<http://www.aikiren.jp> FAX (052) 961-6624